

日 時 平成26年3月15日（土）9:55～12:00

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原、（副会長）西村、小野

（町内会長）瀧側（若草一丁目町内会長代理）、山本（徹）、北川、上野、太田、東、足立、高川

（グループ代表）舟木、小早川、山本（和）

（監事）谷口、齊藤

（事務局）木村、妹尾、長谷川

〈敬称略〉

1. 審議事項

(1) 決算および予算について

①決算：予備費の処理について

平成26年度から、まち協会費1,800円、若草・岡本西ブロック地区別活動費900円とすることになっているが、今年度予算における予備費（2,137,596円）の処理方法について、次の3案のいずれにするか決定したい。

志津南地区まち協は、今回解散して学区まち協になるのではなく、追分南地区の町内会等が加入して名称・組織を変更するのであって、組織としては連続性のあるものであり、本来であればA案である。ところが、学区全体活動と地区別活動とに分けたことにより、B案かC案かということになる。学区全体活動の1,800円の会費に相当する活動は継続されるものであり、論理的にはC案が筋の通る方法ではないかと思う。

A案：全額を「まちづくり協議会」の次年度繰越金とする。

B案：全額を「若草・岡本西ブロック地区別活動特別会計」の繰入金とする。

C案：「1,800円：900円」の比率で案分する。（1,437,596円と700,000円）

【結論】A案に賛成・・・0人 B案に賛成・・・9人 C案に賛成・・・4人

よって、全額を「若草・岡本西ブロック地区別活動特別会計」の繰入金とする。

②予算：人権教育推進委員会の助成金について

これまで人権教育推進委員会が各町内会へ町内学習懇談会助成金を支給してきたが、これを平成26年度からは廃止したい。ただし、町内学習懇談会において飲み物などが必要であれば、その経費は各町内会にお任せする。

【結論】全員了承。

(2) 自主防災連合会規則の制定案について

自主防災組織検討委員会の答申を基に、組織や各町内自主防災会との役割分担等について、新たに制定するものである。

【結論】制定案について全員了承。

(3) 地区別活動規則の制定案について

前々回の理事会で提示したものを、次の通り修正した。

①若草地区倉庫日常管理規程を若草地区集会所管理規則の中に入れるとしていたが、岡本町西町内会が環境美化活動に関して若草地区と一しょにやっていきたいということで、若草・岡本西ブロック地区別活動に入るということになったので、若草・岡本西ブロック地区別活動規則の中に、倉庫日常管理規程を入れることとした。倉庫日常管理規程には、岡本町西町内会の岡本奥山田児童遊園にある倉庫を、第10倉庫として追加した。

②地区別活動団体として、社会福祉協議会・老人クラブ連合会・子ども会連合会・体育振興委員会を挙げていたが、自主防災連合会・児童公園等維持管理委員会を追加し、老人クラブ連合会を若寿会とし、子ども会連合会を志津南地区子ども会とした。

志津南地区子ども会という名称では志津南学区子ども会連合会と紛らわしいので、子ども会会員から名称を募集中であるが、ここでは仮称として従来の志津南地区子ども会としている。

③役員のうち理事の数を、2名から1名に変更した。これは、予算調整会議のメンバーとして、正副委員長、理事および次年度の正副委員長予定者、理事予定者として計8名となるので、理事を1名にして計6名としてはどうかという趣旨である。

④役員として監事2名を置き、前年度の委員長と理事が就くとしていたが、これを削除した。平成26年度からは、会計は、まち協会計、地区別活動特別会計、集会所維持管理特別会計に区分され、まち協会計の監査はまち協の監事が行い、地区別活動特別会計の監査は地区別活動の監事が行うこととなるが、集会所維持管理特別会計の監査については現在規定がない。会計の区分がなかった平成24年度までは、自治連の監事あるいはまち協の監事が全体の監査をしていた。平成25年度からは、集会所維持管理特別会計と児童公園等維持管理特別会計を分けたが、その監査を誰がするのかという規定がなかった。そこで、若草・岡本西ブロック地区別活動委員会と若草地区集会所管理委員会は、本部の一部局となっているので、まち協の監事が地区別活動特別会計と集会所維持管理特別会計の監査も行うことにして、地区別活動の監事を置かないこととした。

ただ、追分南地区の人が監事に就いた場合、若草・岡本西ブロック地区別活動特別会計や若草地区集会所維持管理特別会計までその人が監査するのかということはあるが、そうであっても会計の処理が適正になされているかを監査するものであって、直接関わっていない人が監査しても構わないと思う。

【結論】修正後の制定案について全員了承。

(4) 志津南地区広報委員会規則の改正案について

今回は「志津南地区」を「志津南学区」に変更するという最低限の改正としており、内容の変更については平成26年度に委員会で議論していただくこととする。

【結論】全員了承。

(5) 会則の改正案について

臨時総会で会則の改正を行ったところであるが、さらに次の通り改正したい。

①「草津市協働のまちづくり条例」との整合に関する改正点

「草津市協働のまちづくり条例」案が、現在、市議会で審議されており、7月1日からの施行となる予定である。そこで、条例との整合に関して次の2点について改正する。

i) 条例第11条第1項第1号の関連で、会則第6条（構成）に、「区域内の住民等は会員となることができる。」を追加する。

条例では、「地域住民で構成され、かつ、区域内で活動する個人および団体にも参加の機会を保障していること。」とあり、特に地域内の企業の従業員がまちづくり活動に参画したいという場合や団体や企業がまちづくり活動に参加したいというような場合に、それらにも参加の機会を保障することということが認定要件となっているためである。「区域内の住民」とは、区域は志津南学区であるが、(仮)追分南町内会はまだ志津南学区まち協に加入していないので、町内会住民としてはまち協の活動には入れないが、その方々もまち協活動に参加したいということであれば、「区域内の住民」として参加できるというものである。「等」は区域内の企業や学校などに通勤通学している人、あるいはその企業や学校などを指し、「会員となることができる。」と表現している。

ii) 条例第11条第1項第4号の関連で、会則第5条（活動）第1項第5号を、「草津市とのパートナーシップによる協働のまちづくりの推進、市が策定するまちづくりの構想、計画等に対する提言等に関すること。」とする。これについては、「市のパートナーとして協働によるまちづくりを推進する組織である」ことが明確になっていることが認定要件であるためである。あくまで「パートナーシップによる協働のまちづくりを推進する」であり、まち協は住民主体の組織であり、市の下請機関や執行機関の末端組織ではないことは、誤解のないようにしていただきたい。

【参考】「草津市協働のまちづくり条例」案

『第11条（認定要件）市長は、次の各号のいずれにも該当するものを、まちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 地域住民で構成され、かつ、区域内で活動する個人および団体にも参加の機会を保障していること。
- (2) 区域の課題を解決することを基本とした地域住民主体の組織であること。
- (3) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営を行う組織であること。
- (4) 市のパートナーとして協働によるまちづくりを推進する組織であること。

- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的としないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的としないこと。
- (7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動をしなないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

2 前項の認定は、各区域につき1団体に限り行う。』

②監事の職務から「活動の監査」を除き、「会計の監査」のみとする。(第10条第4号)

これは、前回までの議論により、「活動の監査」は、かなり負担になるということであったので、「会計の監査」のみとするものである。

③その他

- i) 第5条(活動)第1項第1号の「志津南学区協働のまちづくり指標」を「志津南学区まちづくり指標」とする。
- ii) 第8条(役員)第3号の「理事 13名」を「理事 複数名」とする。
これは、臨時総会で「11名」を「13名」と改正したところだが、今後の(仮)追分南町内会や新たな開発住宅団地の動向もあり、その加入のたびに会則を改正するより、「理事 複数名」と表記したほうが良いと考えるものである。
- iii) 施行細則第4条(グループ構成団体)第2項第3号として「若草・岡本西ブロック児童公園等維持管理委員会」を追加し、第3項第3号の「若草地区児童公園等維持管理委員会」を削除する。別図第2の組織図も同様とする。

【意見】第6条について、「区域内の住民等」ということであるが、我々は会員とならないのもいいのかということに、逆にとられはしないだろうか。町内会はまち協に入っているが、個人はまち協には入っていないというへそまがりな論理が出てこないか。条例のように「区域内で活動する個人および団体」も参加することができるとした方が良くはないか。

【回答】まち協の構成は、「協議会に加入する本学区内の町内会・自治会および活動分野別のグループ」であり、本学区内の町内会は協議会を構成しているので、基本的に町内会会員であるということは自動的にまち協の会員であると考えられるが、これに関しては正副会長会で再度協議し、次回の理事会の総会議案書で提示する。

【質問】監事は会計の監査のみということだが、活動の監査は誰がするのか。

【回答】当初、活動の監査を入れたのは、毎年役員が変わるので事業の継続性を担保するために監事にその点を見ておいてほしいということで入れたものである。今後追分南地区も入ってやろうとなると、それぞれの町内会・各種団体が日常の中でみていくこととなる。あとは、お金がきちっと適正に使われているか、それさえ担保されれば、活動そのものも担保されると思う。

まち協が発足して、理事会とは別にいろいろな特別委員会に諮問し、答申を出していただき改善を進めてきた。今回監事から指摘されたことは今後詰めていくこととなるが、例えば「まちづくり活動推進委員会」などというものを設置して、そこで議論・検討し提言を出していただくということの検討も必要になってこようかと思う。来年度の理事会で議論していきたい。

【意見】まち協会則の中で、各ブロックの名前をこれまでの志津南地区を「若草・岡本西ブロック」とし、追分南地区を「追分南ブロック」としているが、追分南地区は追分南一丁目から九丁目であり、その中に4町内会があるという状況で、(仮)追分南町内会が、もしも「追分南町内会」を名乗るとなると、「追分南」という名称が町内会とブロックで重なり混乱することも考えられる。よって、(仮)追分南町内会が加入するときに、「北ブロック・南ブロック」などと改称するほうがわかりやすいのではないかと思う。

【回答】(仮)追分南町内会が「追分南町内会」という名前でも加入してきたときに、名称の変更も検討していきたい。

【結論】会則の改正案について全員了承。

2. その他

(1) 集会所の水道光熱費について

若草地区集会所維持管理特別会計の収入の部における水道光熱費について、第6集会所の水道光熱費を社会福祉協議会から振替えるということで73,000円計上している。第6集会所では、平成24年2月5日から社会福祉協議会が「ふれあいハウス絆」を運営しているが、当時は自治連合会と社会福祉協議会とは別の組織であった。社会福祉協議会として、国の補助金活動である「地域支えあい活動拠点整備」に、平成22年度補助金に応募するにあたっては、当時の自治連合会の常任理事会において、第1集会所か第6集会所を活用することが無条件で承認された。その後平成23年度に具体的な計画案を作り、第6集会所を使用することが承認された。

そういう経緯でふれあいハウスが運営されているが、当時の常任理事会においても、水道光熱費の社会福祉協議会負担については議決されていない。水道光熱費を社会福祉協議会が負担することになったのは、社会福祉協議会として事業をやっていくには、継続性とふれあいハウスの安定運営を考え計画を立ててやっていく必要があり、念のため以前の水道光熱費の実績を超えるものを、社会福祉協議会が補填しても社会福祉協議会の活動がやっていけるか検討したものであり、これが平成24年度から社会福祉協議会が補填するきっかけになったものである。ふれあいハウスも地域に認められ、福祉のまちづくりの拠点となってきた。地域住民の福祉活動のための集会所使用であり、これに対する水道光熱費を社会福祉協議会が補填する必要はない。集会所管理規則において、水道光熱費の使用者負担についての規定はない。ただ、若草地区の住民以外が主催する会合等に使用する場合に、使用料の規定があるだけである。2年間ふれあいハウスを運営してきた、地域に根付いてきたということから、平成26年度からは補填をなくすという方向で考えたい。

【意見】 そういう方向でいいとは思いますが、確認したいことがある。コーヒー100円としているが、若草地区の人に限らず誰でも負担することになっていると思う。今後追分南地区の方なども入ってこられて利用されることもあるということだと思う。若草地区だけでなく広がりがある中で、水道光熱費を若草地区8町内会で負担するということには矛盾が出てくるのではないかと。

【回答】 喫茶利用者からはお金を払っていただいている。こういう活動は、地域の結びつきであり歩いていける範囲でやれるものであり、若草以外の人も来るかもしれないが、来られる方をどこからと問うものではない。また、各地域でこういう取り組みが行われる必要性があると考えている。

【意見】 市役所の横で草津学区がやっているものは、家賃を払っている。こちらは集会所なので家賃は要らないが、水道光熱費を8町内会で負担するのはどうかと思うわけである。

【回答】 ふれあいハウスを立ち上げるとき、事業が継続できる担保がないと国への補助の応募はできないと考えた。そのため、支える人がいること、集会所使用などで固定経費がかからないことなどの計画とする必要があった。そして、第6集会所の使用について当時の役員に理解を得たので、国への補助申請ができた。そうした中で、水道光熱費等は自治連・まち協のほうで負担していただくと書いて提出している。平成24年度まち協予算では、社会福祉協議会からの補填は入っていない。決算では、集会所維持管理費の補填をと考えて、集会所維持管理特別会計に水道光熱費の増加分を入れた。平成25年度は同様に補填するが、志津南学区まち協になることを契機に、この点を整理してほしいと考える。2年間やってきて、活動の継続性が担保できるようになってきた。この活動は社会福祉協議会独自の活動ではなく、福祉のまちづくりとして、まち協の中の地域福祉の主な担い手である社会福祉協議会が担当してやっているものである。そのように考えてもらいたい。

若草以外の人でも利用することに、若草地区8町内会が水道光熱費を負担するという点だが、今までの実績も少ないし、歩いていける範囲の活動・利用であり、今後もそのような人の利用が増えるとは考えられない。若草の住民が利用者のほとんどであるとすれば、若草の住民が負担している集会所維持管理特別会計の中でそういったものも負担していくということで、自分たちのために自分たちが負担しているということではないかと思う。

収支状況について、オープンにお知らせしていく必要があると思っているので、5月には出していく予定である。今年度は、県社会福祉協議会から市社会福祉協議会を通して、

基盤整備に対して、助成金が今年度限りで100万円出ていてそれを活動に必要なものの購入に活用している。去年は草津学区の「ゆかいや」に出ていた。延べ利用人数については、スタッフを除いて子どもも含めて約10,000人である。収入の中には、スタッフも100円負担している。1日4人は少なくともいる。100円*4人*約23日ではほぼ10,000円弱になる。年間収益は、今年は1万円程度プラスかなというところであり、ゆとりのある状況ではない。考え方を整理していただき、まち協の活動という位置づけにしてもらいたい。毎日、ボランティアが運営している。毎月絆だよりを発行しボランティアが各戸配布している。来ていない人の意見もあり、社会福祉協議会としてはやっていると思うが大変難しい状況もある。全部入っても20人である。この前、若草二丁目町内会の新班長さんが顔つなぎでこられていた。なお、予約は不要だが、まとまって使うときは、ダブらないようにちょっと連絡はほしい。

社会福祉協議会の自主財源は、市社会福祉協議会より共同募金等の浄財から各学区に年間36万円出ている。学区の大小にかかわらない。今度地域が広がっていけば、ボランティア活動などへの助成を行う対象は増えていく。また、まち協になって会計の仕組みも変わっていくと、従来は社会福祉協議会から団体への支援をしていたがこれも変わっていく整理することとなる。その分については、市からの助成金の中でまかなうようにしていく。水道光熱費の補填については、まち協のお金をまち協に還元するのはおかしいので、節度を設けるために自主財源から供出するような会計処理をしようとしたが、このようなことからこれからは無理である。

考え方として、若草の財産としての集会所を利用して、若草の住民の交流の輪を作るのが支えあい事業である。それに必要な水道光熱費を社会福祉協議会が負担するというのではなく、若草住民がスタッフで若草住民のためにやっている活動であれば、若草住民の若草集会所維持管理特別会計で負担するというのが筋ではないかということである。

【結論】 第6集会所の水道光熱費の社会福祉協議会による補填は、平成26年度から廃止することで全員了承。

(2) 特別会計について

平成25年度の若草地区集会所維持管理特別会計と、若草地区児童公園等維持管理特別会計の監査は、まち協の監事にお願ひし、決算報告および監査報告は、まち協総会の議案ではないので、各委員会で承認された後、若草地区の皆さんに全戸配付する。また、平成26年度の予算についても、各委員会の承認を得て、若草・岡本西ブロック地区別活動特別会計は若草・岡本西ブロックの皆さんに、若草地区集会所維持管理特別会計は若草地区の皆さんに全戸配付する。

以上